

○ふじみ野市在宅重度心身障害者手当支給条例

平成17年10月1日

条例第95号

改正 平成18年3月30日条例第25号

平成20年3月25日条例第8号

平成21年12月24日条例第45号

平成29年3月28日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、ふじみ野市に住所を有する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の経済的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、かつ、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者
- (5) 肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級又は2級に該当し、かつ、第2号又は前号に該当する20歳未満の者で、規則で定める基準に該当する超重症心身障害児であると市長が認めたもの
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が当該各号に掲げる障害の程度と同程度以上であると認めた者

（平20条例8・平21条例45・平29条例9・一部改正）

(受給資格等)

第3条 ふじみ野市に住所を有し、前条の規定に該当する障害者は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、障害者のうち、次の各号のいずれかに該当するも

のについては、手当を支給しないものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に入院又は入所している者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、前条第5号に該当する者を除く。

(3) 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されている者

(4) 年齢が65歳以上の者。ただし、次に掲げる者のいずれかに該当する者を除く。

ア 年齢が65歳に達する日の前日において、手当を受けていた者

イ 平成21年12月31日現在において、手当を受けていた者

ウ 年齢が65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日現在において、前3号までの事由に該当し、手当を受けていなかった者が、当該事由に該当しなくなったことにより手当を受けることができることとなった者

3 手当を受けようとする障害者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

4 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより当該申請者にその結果を通知しなければならない。

（平21条例45・平29条例9・一部改正）

（受給資格の喪失）

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) ふじみ野市に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

2 受給者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（手当の額等）

第5条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障害者が第2条各号の2以上に該当する重複障害の場合においては、いずれか一つを認定し、手当を重複して支給することができない。

（平20条例8・平29条例9・一部改正）

（支給期間）

第6条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であ

るときは、その日の属する月)から受給資格を失った日の属する月までとする。  
(受給者の義務)

第7条 受給者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給制限)

第8条 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の一部又は全部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和47年上福岡市条例第50号)又は大井町在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年大井町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18条例25・全改)

附 則(平成18年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定に該当し、受給資格の認定を受けている者で、改正後の第2条の規定に該当しなくなるものについては、改正後のふじみ野市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定及び附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例により、平成20年4月分から7月分までの手当を支給する。

3 改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日以後に受理する申請に対する受給資格の認定について適用し、同日前に受理する申請に対する受給資格の認

定については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第5条第1項の規定は、平成20年4月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第45号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。